

平成26年12月3日

平成26年第4回岬町議会定例会

第2日会議録

平成26年第4回(12月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成26年12月3日(水)午前10時05分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	(欠員)	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	水道事業理事	鶴久森 敦
副 町 長	中 口 守 可	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	岸 野 行 男
教 育 長	笠 間 光 弘	しあわせ創造部 理 事	串 山 京 子
まちづくり戦略室 長兼町長公室長	保 井 太 郎	都市整備部理事	木 下 研 一
総 務 部 長	古 谷 清	都市整備部理事	家 永 淳
財 政 改 革 部 長	四至本 直 秀	都市整備部理事	早 野 清 隆
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	財政改革部副理事 兼 財 政 課 長	相 馬 進 祐

都市整備部長 末原光喜

教育次長 中田道徳

危機管理監 岸本保裕

企画政策監 西 啓介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 谷下泰久

議会事務局主幹 増田 明

○会 期

平成25年12月2日から19日（18日間）

○会議録署名議員

10番 出口 実

11番 道工晴久

議事日程

日程1 議案第65号 専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町一般会計補正予算（第4次））

日程2 議案第66号 平成26年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件

日程3 議案第67号 平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件

日程4 議案第68号 平成26年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件

日程5 議案第69号 平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件

日程6 議案第70号 平成26年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件

日程7 議案第71号 岬町立アップル館の指定管理者の指定の件

日程8 議案第72号 岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件

日程9 議案第73号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

- 日程 1 0 議案第 7 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 日程 1 1 議案第 7 5 号 岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件
- 日程 1 2 議案第 7 6 号 岬町国民健康保険条例の一部を改正する件
- 日程 1 3 議案第 7 7 号 岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件
- 日程 1 4 議案第 7 8 号 道の駅みさきの設置及び管理に関する条例の一部を改正する件
- 日程 1 5 報告第 9 号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件

(午前10時05分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第4回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時5分です。本日の出席議員は13名です。欠員1名です。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程1、議案第65号、専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町一般会計補正予算（第4次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程1、議案第65号、専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町一般会計補正予算（第4次））につきまして説明いたします。

平成26年11月21日に衆議院が解散されたことに伴い総選挙執行に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により同日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、補正予算の内容について説明いたします。議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,306万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6,531万7,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきまして説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。府支出金といたしまして、衆議院議員総選挙執行委託金1,306万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要について説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、5ページ、6ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして、衆議院議員総選挙費1,306万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、選挙執行に必要な投票立会人報酬や選挙事務従事者手当など、これらに係る人件費を加えまして、投票所入場整理券の発送やポスター掲示場設置などに係る事

務費を計上いたしましたものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

竹内邦博議員。

○竹内邦博議員 1点だけ、この歳出の7番の賃金、臨時職員の賃金、大体何人ぐらいか。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 きょうの資料はございませんので、私のうろ覚えのところでございますけれども、まず、きょうから始まっております期日前投票にアルバイトが毎日1名ないし2名程度事務の補助をしていただくということにしております。

また、各投票所、14投票所ございますが、ほぼ1名程度はアルバイトで事務を行うということで計画をしております。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 同じく歳出で、委託料のところのポスター掲示場設置ということですが、現在、何カ所にポスターを掲示されているのかというのと、それと、次の14の投票所使用料及び賃借料とありますが、投票所は何カ所あるのかという確認だけお願いします。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 ポスター掲示場は、公職選挙法令の規定によりまして、町内全箇所94カ所でございます。

それと、投票所ですが、14カ所でございます。専決処分時点では、投票所の借り上げ、16区集会所が改築工事中でございますので、さくらの丘安心ハウス岬を借り上げるということで交渉をしておったところでございます。

施設のほうから、ぜひ無料で使ってくれというお申し出も受けておりますので、その辺最終調整はこれからさせていただくこととさせていただきます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 今回の投票から期日前投票は、投票所へ行きまして宣誓書を書くのじゃなくて、宣誓書の用紙ははがきの裏面に書いてあるときいているんですけども、まだ入場整理券、きの

う現在着いてないんですが、大体いつぐらいに着く予定ですか。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 投票所入場整理券につきましては、昨日朝、郵便局のほうへ発送しております。

それと、ご質問ありましたように、期日前投票の際に宣誓書を書いてもらわないといけないのですが、それを投票所入場整理券の裏面に印刷いたしまして、ご家庭で記入して持ってきていただけるようにいたしました。

これは、タウンミーティング等で住民の方からのご指摘なりご要望がありましたので、今回、何とか間に合わせる事ができたということでございます。

○鍛冶末雄議員 きょうぐらい、届くんですかな。

○古谷総務部長 いつ到着するかは、郵便局さんの都合もありますので、一両日中にはご自宅のほうに郵送されると考えております。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

田島乾正君。

○田島乾正議員 お金の話やないです。当日の投票所の会場で、職員さんは別として、民間の方が立会人としてご苦勞をなさっていますわね。この方の動態についてちょっと一言この場を借りて申し上げたいと。

実は私も前回の選挙のときに期日前じゃなくして当日の投票所へ行ったわけですね。そして、投票用紙を渡して、当町の職員さんはご苦勞さんと言ってねぎらって、本当に何て言うんですか、明るい感じでやってくれてるんですけども、ただ民間の方を立会人としてお願いをしていたら、ご苦勞していただいているのは結構ですけども、ただ、こっちが会釈しても返答もなしに、腕組んでにらみつけるような、そういう態度の方もいたということを経験しましたし、そして、投票所から出てきたら、私の後ろについてきた知り合いの方が、あの方何様よと、私ら何を悪いことしたんやと、そういうような苦言を呈されたわけですね。

ということで、やはり、別にご苦勞さん言うていただかなくても、目の挨拶ぐらいしたらどうか。腕組んでにらみつけるような、そんな方をそういう立会人に依頼しているのか。そして、この方、恐らく自治区長さんでもないわけ、どういう役をされているのか。

ちょっとここでお尋ねしたいのは、投票所に立会人としてお願いしている方の役職、自治区長さん以外にどのような方をお願いしているか。まず、ご説明願いたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 投票立会人制度は、選挙の公平・公正が確保されるよう、投票事務が正確に行わ

れているか、また不正がないかということを一一般の選挙人の方に立ち会っていただいて確認をしていくという制度であると認識しております。

投票立会人さんにつきましては、選挙管理委員会で決定しているわけでございます。かねてより、女性の方も半数程度参画していただく、また、自治区長さんというところもあるわけでございますが、まず広く一般の選挙人の方から選出しているというのが実情でございます。

また、立会人さん、非常に熱心な方もございまして、不正がないか、また今回でしたら国民審査というのございまして、選挙人がなれていない場合、投票用紙の持ち帰りとかということも確認していただくということになっております。

どうしても厳しいチェックということで、なかなか愛想もできないということもあるかと思えますけれども、せっかくのご指摘でございますので、立会人さんにはその旨お伝えして、明るく、また投票しやすい環境がつくられるよう努めてまいりたいと思っております。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 私も、他の方も不愉快な思いをして投票に行っているわけです。そういう方が多くなれば、投票に行きたくない、そういうことになれば、大切な選挙を棄権されたら困りますので、これは全岬町の投票所のことを言っておりません。私が投票所に行った地域の立会人の方のことを言ってます。お名前、この場で申し上げたら大変名誉的なものになりますので、できれば選管を通じて別にもみ手してまで挨拶せんでもよろしいけれども、にらみつけるのはやめるように申し入れて、そういう指導も一つお願いしたいと、かように思いますので、要望だけしておきます。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 1件だけお聞きしますけれども、今、ポスターの掲示場は94カ所ということをお聞かせいただきました。この辺の掲示板の設置場所の基準というのがあるのかどうか。

というのは、ちょっと私も気になっていたのは、よく通っているところに、前回の選挙まであったのに、今回は全く人の通らないところのほうに場所が変わっている。

それから、もう一つ気づきますのは、脚立か何か持ってこなかったらポスターが貼りにいけない箇所が何カ所かありますね。この辺も何とか考えないといけないのと違うかなという思いしています。

特に、私たまたまあそこ通りかかって、お年寄りの方2人が、ある候補者のポスターを貼ってましたわ。そうすると、脚立も持ってない、そのところへよう登らん。もう貼らずに帰られましたけど。これは、やはりいかがなものかなと思いますので、その辺、ちょっとお聞かせください。

い。

○奥野 学議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 ポスター掲示場につきましては、公職選挙法令の規定によりまして、各投票所の面積、人口から算出いたしまして、町内で94カ所ということになっております。

ただ、町内、山間部等、面積が広くても、人口の少ないところがございますので、全町的に見て、選挙人の多いところになるべく割り振るということで調整を、箇所数についてはそういう調整をしているところでございます。

設置場所につきましては、ご指摘のように、見やすいところ、あるいは候補者が貼りやすいところということもございますが、もう一つは設置しやすい場所という選管のほうの事情もございまして、その辺は随時見直していきたいと考えております。

今回の選挙では、急な解散で、非常に準備まで短かったので、余り見直すことができませんでした。

実際、変わったのは、大きく変えたのは1カ所、少し変えたというところもございますが、少し時間をかけて調査して対応してまいりたいと思います。

○奥野 学議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号、専決処分の承認を求める件(平成26年度岬町一般会計補正予算(第4次))を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。よって議案第65号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野 学議長 日程2、議案第66号、平成26年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程2、議案第66号、平成26年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件につきまして概要を説明いたします。

内閣府が先日発表しました、今年7月期から9月期の国内総生産（GDP）の速報値の物価変動の影響を除いた実質GDPは、年率換算で1.6%の減少となり、4月期から6月期に続き、市場予想とは想定外の2四半期連続のマイナス成長となったことから、景気の低迷が鮮明になったところでございます。

こうした状況を受け、安倍総理は来年10月に予定していた消費税率の10%への引き上げは困難と判断し、消費税率の引き上げを1年半先送りすることを掲げ衆議院の解散に踏み切りました。

この消費増税の先送りにより、増加し続ける医療・介護・年金といった社会保障分野への対応に加え、地方交付税や地方消費税などの地方公共団体の財政への影響も懸念されることから、引き続きこれらの動向を注視していく必要があると考えております。

さて、本町におきましては、歳入面では地価の下落、人口の減少などのさまざまな要因により、引き続き厳しい状況にあります。また、歳出面では、公債費などの義務的経費が財政を大きく圧迫しており、依然として厳しい財政運営を余儀なくされております。したがって、今般の補正予算につきましては、職員の人事異動や人事院勧告に伴う人件費の調整に加え、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,523万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ71億4,054万8,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要について説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては、10ページから12ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、2,088万円を計上しております。主な内容といたしましては、障害者居宅介護などの給付費の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金1,234万9,000円、去る8月に発生しました台風11号の被害に対応するための河川及び町道に係る災害復旧負担金、合計で509万1,000円をそれぞれ計上しております。

府支出金につきましては、946万7,000円を計上しております。

主な内容といたしましては、国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴う国民健康保険基盤安定

負担金202万2,000円、障害者居宅介護などの給付費の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金617万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金につきましては、中孝子自治区から淡輪小学校の教材用備品などに充当するための指定寄附300万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして財政調整基金繰入金4,217万4,000円を減額計上するものでございます。

繰越金につきましては、平成25年度決算の確定に伴い前年度繰越金1億2,246万3,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、5,757万5,000円を減額計上いたしております。主な内容としていたしましては、後期高齢者医療広域連合負担金（医療費定率）に係る平成25年度の精算に伴う返還金2,271万2,000円を増額計上する一方で、平成25年度決算の確定に伴い繰越金に振り替えを行うため職員の退職手当の分割支給に係る退職繰越金8,138万4,000円を減額計上するものでございます。

3ページをご参照願います。町債につきましては、臨時財政対策債1,667万円、河川災害復旧債、町道災害復旧債を合わせて250万円、合計で1,917万円を計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要についてご説明いたします。

4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては13ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算につきましては、先ほどご説明いたしましたように、職員の人事異動や人事院勧告等に伴う給料、職員手当等、共済費などの職員の給与費に係る予算について必要な調整を行っております。

議会費につきましては、職員給与費79万3,000円を計上しております。

総務費につきましては、1,260万7,000円を減額計上いたしております。主な内容としていたしましては、職員給与費のほか、今年度の組織機構の見直しや人事異動などに伴い、雇用が必要となった臨時職員賃金462万円、職員採用試験問題等作成委託料93万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、3,119万5,000円を計上いたしております。主な内容としていたしましては、職員給与費のほか、障害者（児）居宅介護給付費などにかかる扶助費を合計で2,930万9,000円、介護保険の介護給付費や事務費等に係る介護保険特別会計繰出金を合計

で729万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては、職員給与費531万1,000円を計上いたしております。

農林水産業費につきましても、職員給与費9万1,000円を計上いたしております。

5ページをご参照願います。

商工費につきましては、53万3,000円を計上しております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、観光ガイドブックの簡易版の印刷製本費33万1,000円を計上いたしております。

土木費につきましては、2,003万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、下水道事業特別会計繰出金144万8,000円をそれぞれ計上するものでございます。

消防費につきましては422万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、消防団員の退職に伴う報償金257万3,000円、台風の発生等に伴う災害対策本部設置に係る職員の超過勤務手当165万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

教育費につきましては1,392万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、中孝子自治区から淡輪小学校への指定寄附を充当するための教材備品購入費279万円、図書購入費21万円、合わせて300万円を計上するものでございます。

6ページをご参照願います。

災害復旧費につきましては1,032万5,000円を計上いたしております。去る8月上旬に発生しました台風11号により、本町におきましては道路や河川といった公共土木施設に被害が生じており、これらの復旧に要する経費を計上するものでございます。主な内容としましては、町道西畑線に係る災害復旧費336万4,000円、淡輪地区の番川、孝子地区の奥山川に係る災害復旧費696万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

公債費につきましては、地方債元金償還金140万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、大阪湾岸広域臨海環境整備事業に係る基本計画の変更に伴い、既に支出済の負担金の一部が平成25年度に返還されております。負担金の財源の一部は地方債として既に借り入れを行っていることから、返還金が発生することに伴い借入額の一部を繰上償還するものでございます。

それを受けて、7ページをご参照願います。第2表、地方債補正をごらんください。

歳入予算における町債の計上に伴い、河川災害復旧事業及び町道災害復旧事業を新たに追加するとともに、臨時財政対策債の限度額の変更を行うものでございます。なお、起債の方法、利率

及び償還の方法につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成26年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程3、議案第67号、平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程3、議案第67号、平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、ご説明いたします。

本補正予算につきましては、人事院勧告に伴う給与改定等による人件費の調整及び低所得者に係る保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の決定に伴う繰入金について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ325万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,783万円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては、4ページをあわせてご参照願います。

歳入といたしましては、国民健康保険料といたしまして353万6,000円を減額計上いたしております。

次に、繰入金といたしまして、他会計繰入金27万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、低所得者に係る保険料の政令低減に伴う保険基盤安定繰入金353万6,000円を増額するとともに、人事院勧告に伴う給与改定等に伴う職員給与費等繰入金325万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書は同じく2ページを、詳細につきましては5ページをあわせてご参照願います。

総務費、総務管理費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定等に伴う人件費325万7,000円を減額いたしております。

次に、保険給付費療養諸費につきましては、保険基盤安定繰入金353万6,000円を充当することに伴い財源更正を行うものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程4、議案第68号、平成26年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程4、議案第68号、平成26年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件についてご説明させていただきます。

今般の補正につきましては、職員の人事異動と及び職員手当等の増額、並びに消費税及び地方消費税の確定申告により納付額が確定されたことに伴うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,805万円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして、2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金といたしまして、職員の人事異動及び職員手当等の増額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により納付税が確定したことにより144万8,000円増額を行い、5億2,805万円とするものでございます。

次に、歳出といたしまして、同じく2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては、歳入でご説明いたしましたように、人事院勧告に伴う職員手当等の増額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により納付額が確定されたことにより157万5,000円の増額を行い、9,698万7,000円とするものです。

事業費、下水道事業費につきましては、職員の人事異動等及び給料等の減額により12万7,

000円の減額を行い3,626万円とするものです。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成26年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程5、議案第69号、平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程5、議案第69号、平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件につきましてご説明いたします。

本補正予算は、人事院勧告に伴う給与改定等による人件費の調整及び介護保険制度改正に対応するための介護システム改修経費等について調整をするものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ689万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,018万2,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては5ページ以降に記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料として50万円を減額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫負担金につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費の増加に伴う介護給付費負担金11万8,000円を計上いたしております。

また、国庫補助金につきましては、32万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、地域密着型介護予防サービス給付費の増加に伴う調整交付金の増額3万円、地域支援事業費における人件費の減額に伴い地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業を117万7,000円減額するとともに、介護保険制度改正に対応するための介護システム改修事業補助金147万円を増額するものでございます。

次に、支払基金交付金につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費の増加に伴う介護給付費交付金17万2,000円を計上いたしております。

府支出金、府負担金につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費の増加に伴う介護給付費負担金7万4,000円を計上いたしております。

また、府補助金につきましては、地域支援事業費の減額に伴い、地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業を58万8,000円減額するものでございます。

なお、これらの歳入予算のうち、介護システム改修事業補助金を除いた歳入につきましては、歳出予算において計上いたしております保険給付費及び地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金につきましては729万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、地域密着型介護予防サービス給付費の増加に伴う介護給付費繰入金7万4,000円、総務費における人件費の調整に伴う職員給与費等繰入金として14万9,000円及び制度改正に対応するための介護システム改修経費に係る事務費繰入金765万6,000円を増額するとともに、地域支援事業費における人件費の減額に伴う地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業58万8,000円を減額するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ以降に記載をいたしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、総務費総務管理費につきましては927万5,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与改定等の人件費として14万9,000円、介護保険制度改正に対応するための介護システム改修経費として912万6,000円を増額するものでございます。

次に、保険給付費介護予防サービス諸費につきましては、不足が見込まれる地域密着型介護予防サービス給付費について59万4,000円を計上いたしております。

次に、地域支援事業費包括的支援事業任意事業費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定の人件費として297万9,000円を減額補正するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程6、議案第70号、平成26年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件
を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部理事、鶴久森 敦君。

○鶴久森都市整備部理事 日程6、議案第70号、平成26年度岬町水道事業会計補正予算（第1
次）の件についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、人事院勧告に準じた給与改定及び人事異動に伴う給与費等の
増減調整を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては2ページから4ページに記載
されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的支出では、水道事業費用のうち営業費用について296万4,000円の減額
であります。内訳としましては、職員の給与費等を減額するものです。

次に、第3条の資本的支出ですが、資本的支出のうち建設改良費について32万4,000円
の減額をするものです。内訳としましては、職員の給与費等を減額するものです。

第4条では、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めており、今回の収益的支出及び
資本的支出における職員給与費の総額を5,577万3,000円から5,474万8,000
円に改めるものでございます。

次に、第5条では、重要な資産の取得及び処分することができない経費として建設改良費を定
めており、今回の資本的支出における職員給与費32万4,000円を減額することに伴い、そ
の額を1億2,413万7,000円とするものです。

以上、平成26年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、
議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思
います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成26年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程7、議案第71号、岬町立アップル館の指定管理者の指定の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育次長、中田道德君。

○中田教育次長 日程7、議案第71号、岬町立アップル館の指定管理者の指定の件についてご説明申し上げます。

本件は、岬町立アップル館の指定管理者について、現在の指定管理者による管理の期間が平成27年3月31日をもって満了となることから、その後の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

指定管理者の候補者の選定については、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき公募を行いました。

応募団体は福祉団体でありましたが、社会教育委員やPTAで組織した選定委員会で応募内容を評価していただき、その評価を踏まえ、教育委員会で候補者を決定し、本議会への提案に至りました。

管理を行わせる施設名称は岬町立アップル館、所在地は岬町深日850番地であります。

指定管理者は、住所 岬町深日994番地の245、名称は岬町子どもの本連絡会、代表者 近藤弘子氏であります。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年

間であります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町立アップル館の指定管理者の指定の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程8、議案第72号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程8、議案第72号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

裏面をごらんください。条例案の改正内容をご説明いたします。

内容といたしましては、期末手当の支給月数の改正でございます。支給月数を0.15月分引き上げるものです。第1条と第2条の2段階の改正条文になっております。

第1条で、本年12月支給分を一旦0.15月分引き上げます。

第2条で、平成27年4月1日以降の6月と12月分の支給月数を0.15月の半分の0.075月分を均等に配分し直すという国の法改正に合わせた改正となっております。6月と9月の期末手当月数を合算した年間全体の支給月数としては現行の3.90月から0.15月分を加えた4.05月分となる改正内容でございます。

条例文につきましては、裏面及び新旧対照表の記載のとおりでございます。

なお、附則につきましては、施行期日や期末手当の内払いの規定を定めております。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程9、議案第73号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程9、議案第73号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

裏面をごらんください。条例案の改正の内容をご説明申し上げます。

内容といたしましては、特別職である町長と副町長の期末手当の支給月数の改正でございます。先ほどの岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改正と同様の内容となります。

期末手当の支給月数を0.15月分引き上げるものです。第1条と第2条の2段階の改正条文になっております。

第1条で、本年12月支給分を一旦0.15月分引き上げます。

第2条で、来年の平成27年4月1日以降の6月と12月分の支給月数を0.15月の半分の0.075月分を均等に配分し直すという国の法改正に合わせた改正となっております。6月と9月の期末手当月数を合算した年間全体の支給月数としては現行の3.90月から0.15月分を加えた4.05月分となる改正内容でございます。

なお、教育長の期末手当は本特別職の職員の給与に関する条例に準拠しますので、本条例の改正により、教育長も同様の改正内容となります。

改正条文は、議案第73号及び新旧対照表の記載のとおりでございます。

なお、附則につきましては、施行期日や期末手当の内払いの規定を定めております。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程10、議案第74号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程10、議案第74号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正の内容をご説明申し上げます。

内容としましては、三つの改正点がございます。

一つ目は、通勤手当の改正です。通勤距離を考慮し、最高支給額の上限を2万4,500円から3万1,600円に改正するものです。

二つ目につきましては、勤勉手当の支給月数の改正でございます。本件も2段階の改正になっておりまして、第1条で本年12月に一旦0.15月分を引き上げます。第2条で、来年、平成27年4月1日以降の6月と12月分の支給月数を0.15月分の半分の0.075月分を均等に引き上げる改正です。

なお、再任用職員についても支給月数を0.05月引き上げる改正となっており、一般職と同様に勤勉手当の改正で現行の支給月数を2.1月から2.15月とするものでございます。

三つ目といたしましては、給料表の改正です。平均0.3%の引き上げる内容になっておりま

す。世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いた形での給料表の改正になります。

また、本町の給料表は一般職分と教育職分の2種類を使っておりますので、それぞれの給料表を改正するものです。

なお、通勤手当と給料表の改正につきましては、平成26年4月1日に遡及適用、勤勉手当につきましては12月1日に遡及適用する内容となっております。これらを附則で規定しております。

また、今回の人事院勧告は、このほかに地域間、世代間の給与配分の見直しの観点から、給与制度の相互見直しという制度改正も含まれておりました。この内容は、給料表を平均2%引き下げることや、地域手当を現行の3%から6%に向けて段階的に引き上げるなど、平成27年4月1日に施行を勧告したものでございます。

これらにつきましては、職員団体や財政部局との協議を継続しながら3月議会においてご審議いただきたく予定をしております。

附則につきましては、施行中、内払いの規定による遡及適用について定めておるものでございます。

また、本条例案につきましては職員団体との協議済みでございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件について

は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程11、議案第75号、岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程11、議案第75号、岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

改正内容といたしましては、本条例第2条第1項第2号に規定する老人医療の助成の対象となる疾患を、特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する疾患から平成26年4月1日現在の当該実施要綱に規定する疾患のうち、国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患に改正するものでございます。

現在、老人医療の助成の対象となっております特定疾患治療研究事業実施要綱で指定されている疾患は56疾患ございます。そのうち、53疾患が今回の難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行に伴い国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患である難病指定疾患となり、引き続き老人医療の対象となります。

また、残りの3疾患につきましては、難病指定疾患に指定されていないことから老人医療の助成対象から外れることとなります。

なお、本町の老人医療助成対象者には老人医療の助成対象から外れることとなる三つの疾患の方はおられません。

次に、附則といたしまして、施行期日につきましては平成27年1月1日から施行するものでございます。

また、経過措置として、改正後の第2条第1項第2号の規定はこの条例の施行日以後において、第6条に規定する医療証の交付を受けるものについて適用し、同日前において医療証の交付を受けたものについては当該医療証の有効期間中は、なお従前の例による旨の経過措置を定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程12、議案第76号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程12、議案第76号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件に

つきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、健康保険法施行令等の一部改正に伴い本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

なお、説明につきましては、議案書と合わせて送付させていただいております岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要により説明をさせていただきます。

改正の内容といたしましては、条例第7条に規定をいたしております出産育児一時金の金額の改正でございます。

健康保険法施行令等の改正により、産科医療保障制度の掛金が引き下げられることに伴い、掛金相当を出産育児一時金に加算している額を、現行の3万円から1万6,000円に引き下げる一方で、上昇傾向にある出産費用に配慮して、本体部分を39万円から40万4,000円に引き上げることで、総額を現行どおりの42万円と同額にする改正となっております。

また、現行の加算部分の額につきましては、岬町国民健康保険条例施行規則において条例で定めている上限額である3万円と定めており、これを1万6,000円に引き下げる規則改正を行う予定といたしております。

なお、この改正により出産育児一時金の総額に変更はございませんが、実質被保険者に支給される本体部分が1万4,000円増額となるため、被保険者にとっては有益な改正となると考えております。

なお、下のほうに※印でお示しをいたしております産科医療保障制度の概要及び掛金引き下げの経緯につきましては後ほどでもお目通しいただければと思います。

次に、附則といたしまして施行期日につきましては、平成27年1月1日から施行するものでございます。

また、経過措置として施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による旨の経過措置を定めてございます。

以上が条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思

います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程13、議案第77号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。危機管理監、岸本保裕君。

○岸本危機管理監 日程13、議案第77号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法の一部改正に伴う条項のずれの整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

議案書の裏面及び新旧対照表をあわせてごらんください。

附則第5条第7項第1号中、「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又

は第2項第2号」に改めるものであります。

また、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上が一部改正の内容でございます。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程14、議案第78号、道の駅みさきの設置及び管理に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程14、議案第78号、道の駅みさきの設置及び管理に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、道の駅みさき整備事業の実施に当たり、活用を予定する国土交通

省所管のまちづくり交付金の採択要件に準じた施設の利用目的などの見直しを必要としているため、本条例に所要の改正を行うものであります。

裏面をごらんください。

それでは、道の駅みさきの設置及び管理に関する条例の一部改正の概要につきましてご説明いたします。あわせて、新旧対照表をご参照願います。

道の駅みさきの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正します。

第4条第3号を次のように改めます。3は観光交流センターに改めます。

第17条中、「営利を目的とする」を「物品等を提供する」に改めます。別表区分の欄中「イベント交流スペース」を「観光交流センター」に改めます。

新旧対照表については裏面を参照願います。

同表備考2中、「イベント交流スペース」を「観光交流センター」に、「営利を目的とする専用利用者が物品等を販売」を「専用利用者が物品等を提供」に改めます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでいますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております道の駅みさきの設置及び管理に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程15、報告第9号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件について報告を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 地方自治法により次のとおり専決処分をいたしましたので報告いたします。

報告第9号、町道古田橋線番川右岸漁港線交差点内で発生した転倒事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行います。

平成26年2月2日 岬町長 田代 堯

裏面をご参照願います。

専決処分書

地方自治法により、次のとおり専決処分する。

記

1. 損害賠償及び和解の相手方 大阪府泉南郡岬町淡輪4344番地 森 雅代氏

2. 損害賠償の額 4万5,770円

3. 事故の概要 森 雅代氏が、平成26年2月18日に町道古田橋線番川右岸漁港線交差点を歩行している際、交差点中央部のセーフティブライトにつまずき転倒し、受傷したことでございます。

理由は先ほどの処分の目的でございます。

平成26年11月17日に専決処分をいたしましたので、ここでご報告させていただきます。

○奥野 学議長 これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

田島乾正君。

○田島乾正議員 これ、事実、本当に転倒して、森さんにはお気の毒なことと思うんですけども、確認だけ2点したいと思います。

森さんは、失礼ですが、年齢がわかればお幾つの方か。そして、もう1点、ちょっと私不勉強ですけども、交差点中央部のセーフティブライトというのはどういう工作物であるのか、そして、高低差はどのくらいあるのか、この2点ちょっとご答弁。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 まず、年齢についてお答えさせていただきます。当時71歳でございました。

それと、セーフティブライトといいますのは、道路の中央部に車が、夜、ライトが当たると光るという状態になっております。

目的は、交差点の中央部ということで、この海浜会館を設置する当時、通行車両がふえるであろう。この古田橋の交差点の部分が危険であるというような要望もございましたので、車の、そこが当たれば、交差点にかかるということを表記するために周りを白く枠組んで、十字部分の中央を想定して、車の目的のために設置したものでございます。高さについては、段差3センチございました。

そういう状況でありますので、今回、歩行者の方が中央部を歩いてひっくり返ったという負傷をしておりますので、これについてはもう撤去いたしました。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 大体わかったんですけども、これは国道でも、カーブとかそういうところいろいろ点滅についてますね。撤去することはないと思うんですが、危険やから、道路の工作物として交通安全上、管理者が設置したと。これまた、せっかくだけつけたのに、なぜ取ったんやということは、結局、森さんには気の毒ですけども、3センチの高低差があるため転倒したと、これはいたし方ないことですけども、気の毒な話ですけども、3センチいうたらどんなものですか、道路から歩道へ上がるにも3センチ以上高いですわな。それで転倒されたと。

本当に気の毒な事故ですけども、これを町として、工作物の要因で転倒してけがされたと、これは例として残りますわね。

そうしたら、今後、町道の工作物、今回、その部分だけ撤去された。しかし、今後、町道の管理者として全町道の一度洗い直しをしないと、この例をこしらえてしまった以上、恐らく、また今後、そういう不幸な事故が起きた場合、対応しなくてはなりませんわね。これをどう考えているのかということ。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 今回、工作物については3センチの段差があるということで、車道専用であれば基本的に中央部によく設置しているところもございます。

今回、地元の要望のほうで車がふえて交差点になったら危ないのということで、当時設置したものでございます。これも、一部交付金をいただく中で設置したものでございますけれども、やはり、歩車分離されておられません。そういう状況の中で、こういうものが設置されているのは、

町内でこの場所だけでございます。

議員、今ご質問ありましたように、歩道と大体2センチぐらいでおさまるような形で公道基準というのはできておりますので、当時、いろいろ要望に基づいて設置したものでございますが、事例としてはここ1カ所だけということで、道路の管理に瑕疵があるという判定が出ましたので、賠償保障させていただき、また、その分には撤去させていただきました。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 補足説明をさせていただきます。

部長のほうも現場を確認していると思うんですが、実は古田橋は右岸、左岸どちらも勾配になってまして、どちらも海のほうへ行く道路です。その右岸のほう下がっている、今言っている、何て言うのか、外れて浮いてて、それにけつまずいたということで、片一方、左岸のほうはきちっとなっていたので、通常通っても問題はなかったんですけど、今、2センチ、3センチという部長の説明ですけれども、外れてて、かなり高かったのと違うかと。で、夜であったということだけつまずいたということなので、補足的に説明いたします。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 発生時間帯なんですけど、実は午前9時15分ということでございます。訂正します。明るい状態でした。

○奥野 学議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 今、セーフティブライトというのは正規じゃなしに、外れておったという要因で3センチが恐らく3センチ以上に高なっていたと、かまぼこ上の道路の上で。それやったら、町としたら認めざるを得ない現状ですね。

正規であれば、何ら問題はないと思うんですね。やはり、町として危険な工作物はやってないんですから。

しかし、それが壊れていたら町としての責任はあるということ、今理解しましたので、これは正当な和解の賠償と、こう理解します。結構です。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 参考までにお聞かせをいただきたいんですが、先ほど末原部長の説明の中で、道路の構造に瑕疵があると判定が出たといった言葉がありましたけれども、こういったケースの場合、専門の機関等に判定を依頼したりして、判断をするということになるんでしょうか。参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 これは保険事務の調査員のほうで、全国町村総合賠償保険事故ということで、保険会社がこの件については判断しております。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

出口 実君。

○出口 実議員 今、末原部長から説明がございました。その中で、保険適用されていますのやね。

それともう1点、損害賠償の額が4万5,770円という形で、つまり転倒したになっておりますけれども、どのような程度のけががございましたか。それ、ちょっと聞きたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 事故の状況ですけれど、左腕を一部骨折をしております。

その部分について通院された結果、かなりの期間、治るまで通院・加療を要しましたので、その分の実費かかった分が今回の対象額となっております。

○奥野 学議長 ほかに、ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 個人さんのことでいろいろ詳しく聞くのはいかがかとは思いますが、もう完治されたということでしょうか。というのが一つと、それからちょっと先ほど来の説明をお聞きしていてよくわからなくなった部分があるのですが、セーフティブライトにつまずいて転倒したということは事実のようですが、その部分が先ほど町長が説明された、道路の地盤といたしますか、その変形があったということに起因するということなのか、ちょっと、最初から受けていた説明や専決処分書を見せていただいていると、セーフティブライトそのものがちょっと危険なのかなど感じていたんですけども、そのことに加えて地盤の部分の変形があったという、この二つの要素によるものと捉えていいのかどうか、もう一度、原因について確認をさせていただきたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 手持ちの写真でちょっと説明させていただきますと、路面自身はコンクリート舗装ででき上がっています。というので、周りが少し腫れた状態にはなっておりますが、でこぼこが生じているという状況ではございません。

その中で、セーフティブライトの取り付けの一部がちょっと浮き上がったような状況も見受けられまして、今言います、ものは3センチですけれども、それ以上の浮き上がりが生じていたと

いう状況でございます。

それと、場所につきましては、先ほど言いましたように、道路の中心部に設置しておりまして、我々の想定とすれば、歩車分離ではございませんけれども、歩行者の方については、町の見解では端のほうを渡っていただけなのかと、そのようなことで設置したものでございます。

完治の状況ではございますけれども、通院が8月13日で終了しておりまして、この賠償が成立しておりますので、完治したということでございます。

○奥野 学議長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

これをもって日程15、報告第9号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件について、報告を終わります。

○奥野 学議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんについては、委員会付託の審議についてよろしくお願いいたします。

次の会議は、12月19日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会及び全員協議会終了後に会議を開催しますので、ご参集ください。

どうも本日は慎重審議ご苦労さまでございました。

(午前11時33分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成26年12月3日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 出 口 実

議 員 道 工 晴 久